

環 評 審 第 1 1 号  
平成 1 4 年 1 0 月 7 日

沖縄県知事  
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会 長 津 嘉 山 正 光

ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）  
に係る環境影響評価方法書の審査について（答申）

平成 1 4 年 7 月 1 2 日付け沖縄県諮問文第 5 号で諮問のあったみだしのこと  
について、別添のとおり答申します。

(別 添)

ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業(仮称)  
に係る環境影響評価方法書の審査について(答申)

- 1 当該対象事業実施区域の周辺の沿岸域は、「自然環境の保全に関する指針〔沖縄島編〕」(沖縄県、平成10年2月)において、自然環境の厳正な保護を図る区域である評価ランク と評価されており、陸域については、自然環境の保全を図る区域である評価ランク 、身近な自然環境の保全を図る区域である評価ランク と評価されている。  
以上のことから、可能な限り環境への影響を低減化して環境を保全するために、環境影響評価を実施する際にはこれらのことに十分に配慮させるとともに、環境影響評価の結果を、事業内容やその他の環境保全措置に反映させること。
- 2 環境影響の回避、低減に係る評価の際には、複数案の比較検討や実行可能なより良い技術の導入等により、環境に与える影響について回避されているか、若しくは低減されているか、及びその程度について評価させること。
- 3 環境影響評価に当たっては、艦船し尿処理施設からの排水だけでなく、既住者の生活排水の処理水も同一の既設の污水放流管から放流する計画であるため、これも合わせて行わせること。また、キャンプ場施設からの排水についても考慮させること。
- 4 事業特性として、供用後は既設生活排水処理施設の撤去があると示されているため、工事期間、工事計画等、環境影響評価を行う上で必要な事項すべてにおいて、既設処理施設の撤去を盛り込ませること。なお、準備書においてはこの点について修正させ、作成させること。
- 5 当該対象施設に送水される艦船からの汚水は、し尿、厨房排水及び浴槽排水に限られていることを確認させること。また、その他の汚水がある場合には、対象施設外において適正に処理されており、対象施設には送水されていないことについて、事業者において確認させること。なお、艦船におけるし尿、厨房排水及び浴槽排水と、その他の洗浄水等が別々に貯留されていることが判る資料を示させること。
- 6 当該対象施設が建設されることにより、寄港する艦船の種類及び寄港数が変化する場合においては、それに伴う環境への影響についても考慮させるこ

と。また、その際、艦船等の棧橋及び航路周辺における低周波音による影響や、水質への影響、漁業・釣り等へのアクセス阻害が生じるおそれがあると認められる時は、これらについても検討させること。

7 準備書においては、貯留槽を含む施設の規模、構造、配置、材質等を示させ、当該事業の実施に伴う環境への影響の予測・評価に当たって考慮させること。

8 大気環境について

(1) 資機材の運搬、車両の走行に伴う大気質への影響の予測においては、主要なアクセス経路の沿道沿いだけでなく、大気汚染物質の最大濃度の着地点についても把握させること。

(2) 工事中の資機材の運搬・車両の走行に伴う騒音・振動への影響について、その調査地点及び予測地点には、勝連小学校、診療所、保育園を含めて設定させること。また、調査・予測地域外ではあるが、想定されるアクセス経路に近接している勝連中学校についても設定させること。

9 赤土等による水の濁りについて

(1) 調査項目に、「集水域内の赤土等の主要な発生源の状況」を追加させること。

(2) 降雨時における海域の濁度等の状況の調査の際は、降雨の状況も調査し、また降雨と濁度との時間的關係が把握できるようにさせること。

(3) 赤土等の堆積状況を予測する方法についても示させること。

(4) 海域における調査地点を示していないが、赤土等の水の汚れの拡散に当たっては、潮流、海底地形等を考慮する必要があることから、濁水の海域における拡散状況が把握できるようにリーフ内、リーフ外に数箇所を設定させること。また、予測地点に堆積による影響を的確に把握できる地点も追加させること。

10 水の汚れについて、調査項目に海域の状況を追加させること。また、予測項目については、調査項目と整合を図らせること。

11 底質について、調査項目と予測項目の整合を図らせ、底質の暫定基準項目、ダイオキシン類、硫化物、COD等についても予測、評価を行わせること。

12 地形・地質の予測地点に、地形・地質の特性を踏まえ、環境影響を的確に

把握できる地点を追加させること。

### 13 海域生物について

(1) 調査地域について、「赤土等による水の濁りや水の汚れが海域に拡散し、動植物に影響を受けると予想される範囲」としているが、生物への影響は、予測の不確実性や活動域の減少、餌資源量への影響を勘案し、影響を受ける範囲のみではなく、事業による影響が想定される範囲よりも広めの海域を対象とする必要があることから、調査地域の範囲について再度検討させること。

(2) サンゴ礁及び干潟・藻場分布図において、サンゴの分布は認められないが、調査項目にサンゴを加え、生息の有無を確認させること。

### 14 生態系については、沖縄県環境影響評価技術指針に基づき、次の方法等で調査を行わせること。

#### (1) 陸域生態系

##### ア 生態系の概況

地形・地質、陸域生物等の調査結果による地形分類図、土壌分類図、植生図、動植物種の分布等の情報を整理して解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料を利用させ、又は新たな現地調査を実施させること。

##### イ 注目種及び群集の状況

陸域生物の調査結果等を整理し解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料の利用又は新たな現地調査を行うことにより、生態系の概況に応じて注目種及び群集を複数抽出させること。その際は、亜熱帯域であること及び島しょが脆弱な生態系であることも考慮させること。

#### (2) 海域生態系

##### ア 生態系の概況

潮流、水質、底質、海域生物等の調査結果による海底地形図、サンゴ礁分布、藻場分布図、干潟分布図、動植物種の分布等の情報を整理し解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料を利用させ、又は新たな現地調査を実施させること。

##### イ 注目種及び群集の状況

海域生物の調査結果等を整理し解析することを基本とし、必要に応じて、その他の既存資料の利用又は新たな現地調査を行うことにより、概況を把握した生態系の特徴に応じて注目種及び群集を複数抽出させること。その際は、亜熱帯域であること及び島しょが脆弱な生態系であること並びに海域生態系の特徴（海域、特に沖合では、腐食連鎖よりも生食

連鎖の割合が大きく、基質の状態等に大きく規定される等)も考慮させること。

15 景観について、景観の調査期間等及び予測対象時期等については、季節や天候も考慮して設定させること。

16 人と自然との触れ合い活動の場について

(1) 調査項目に「主要な人と自然触れ合い活動の場へのアクセス形態」と「利用の観点から見た主要な人と自然との触れ合い活動の場の価値」を追加させること。

(2) 調査期間等を「適切かつ効果的に把握できる4～9月」と設定しているが、釣りや眺望、自然観察等の日常的な活動形態に係る触れ合い活動の場としては、年間を通じた利用が考えられるため、期間を限定することなく適切に把握できる時期とさせること。

17 歴史的・文化的環境について、調査方法を「文献その他の資料による情報収集及び当該情報の整理及び解析」としているが、現地調査及びヒヤリング調査の実施を検討させること。

18 廃棄物等について

(1) 事業特性において、「供用後は既設生活排水処理施設の撤去」があることから、これについても影響要因に加えて予測、評価を行わせること。ただし、現時点において施設の撤去時期等が不明の場合は、その処理方針について示させること。

(2) 廃棄物等の調査方法について、「廃棄物の再利用及び再資源化施設の状況等」だけでなく、「廃棄物処理施設及び最終処分場の状況」についても追加させること。